

王子動物園リニューアル基本計画
策定支援業務
公募型プロポーザル方式実施要領

令和5年1月

神戸市

1 案件名称

王子動物園リニューアル基本計画策定支援業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

令和4年12月、「王子公園再整備基本方針（以下、「基本方針」という。）」により、王子動物園を含めた王子公園全体の再整備の基本目標やゾーニング等を定め、それを踏まえて王子動物園のリニューアルの基本となる動物園の理念や長期的な方向性を総括的に示した「王子動物園リニューアル基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定した。

王子動物園リニューアル基本計画（以下、「基本計画」という。）策定支援業務は、王子動物園のリニューアルを進めるにあたり、基本方針や基本構想を踏まえながら、王子動物園のリニューアルに向けた具体的な整備内容を立案し、とりまとめることを目的とする。

なお、基本計画の策定にあたっては動物園という特殊性に加え、高度な専門的技術が要求されるものと考えられることから、本業務の調査・検討すべき項目を明確にしたうえで、公募型プロポーザル方式により優れた者を受注者として選定しようとするものである。

（参考資料）

- ・王子公園再整備基本方針

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/documents/49587/kihonnhoushinn.pdf>

- ・王子動物園リニューアル基本構想

URL : <https://www.kobe-ojizoo.jp/data/info/20221208132442.pdf>

(2) 業務内容

王子動物園リニューアル基本計画策定における施設整備及び運営体制の検討

（別紙「仕様書」のとおり）

(3) 契約上限額

金 30,000,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約日の翌日から令和5年3月31日（金）まで。なお、予算繰越決議の上、令和6年3月22日（金）まで延長する。

(5) 履行場所

神戸市立王子動物園

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

土地の測量やインフラ関係の調査結果データを提供するとともに、その他必要な資料等については協議の上、決定する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

契約締結後、契約額 10%を前金払いで、業務完了後、本市の検査を経て受注者の請求に基づき残りの金額を支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。

(3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(5) 業務運営に関し必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること。

(6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(7) 過去 10 年間（2012～2021 年度）に日本動物園水族館協会に加盟する動物園の施設計画や再整備について、動物園全園又は一部エリア（対象が単独施設の場合は除く）

に係る基本構想又は基本計画策定業務に関する実績があること。

(8) 本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行いうる能力を有していること。

(9) 以下の技術者について配置すること。

① 管理技術者

業務の管理及び統括等を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。

(ア) 技術士（総合技術監理部門）、技術士（建設部門）、RCCM 又は一級建築士のいずれかの資格を有すること。

(イ) 上記（7）で定める実績を有すること。

② 照査技術者

成果物の内容について技術上の照査を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。

(ア) 技術士（総合技術監理部門）、技術士（建設部門）、RCCM 又は一級建築士のいずれかの資格を有すること。

③ ランドスケープ技術者

動物園内の修景、植栽等の検討に係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。

(ア) 技術士（総合技術監理部門）、技術士（建設部門）、RCCM、登録ランドスケープアーキテクト又は1級造園施工管理技士のいずれかの資格を有すること。

④ 建築技術者

建築物の配置、デザイン等の検討に係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。

(ア) 一級建築士の資格を有すること。

⑤ その他

(ア) 管理技術者は、ランドスケープ技術者、建築技術者のいずれかを兼ねることができるものとする。

(イ) 管理技術者の業務実績については、発注主体の官民及び元請け、下請けの別を問わないものとし、また、過去に所属していた企業における実績（管理技術者にあつては、管理技術者又は主任技術者としての実績に限る。）を含むものとする。

(ウ) 配置予定技術者は、本業務が完了するまで責任を持って関わる意思と能力を持つ者であること。また、契約締結後、提案書に記載した技術者を確実に本業務に従事させること。

(エ) 配置予定技術者の変更は認めないものとする。ただし、技術者本人の死亡、病

気休暇等の真にやむを得ない場合は、資格、実績とも同等以上の技術者を、市の承認を得て配置するものとする。

(オ) 管理技術者その他の技術者が、他の提案者の技術者になることはできない。

(10) 企業グループで申し込む場合には、以下の内容を遵守すること。

- ① 企業グループの中から代表企業を決定し、その意思決定を代表すること。
- ② 代表企業は、応募申込書、企画提案書の総括、代表企業以外の企業（構成員企業）間の調整、本市との調整の窓口を行い、構成員企業は事業分担計画に基づいて役割を分担すること。代表企業は、受注者となった後もその役割は承継されるものとする。ただし、市が認める場合は変更可能とする。
- ③ 企業グループの代表企業及び構成員企業は、他の企業グループの代表企業及び構成員企業になることができないこと。

5 契約締結までのスケジュール

内容	日付
実施要領配布	令和5年2月1日（水）から3月2日（木）午後5時まで
応募登録	令和5年2月8日（水）午後5時まで
質問受付	令和5年2月10日（金）まで
質問回答	令和5年2月17日（金）まで
企画提案書受付	令和5年2月27日（月）から3月2日（木）午後5時まで
プレゼンテーション	令和5年3月中旬（予定）
企画内容審査・委託候補者決定	令和5年3月中旬（予定）
委託契約書締結	令和5年3月中旬（予定）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 実施要領及び様式の配布

実施要領及び様式（以下、「実施要領等」、という。）は令和5年2月1日（水）から令和5年3月2日（木）までの間に、王子動物園ホームページから入手すること。

・URL：<https://www.kobe-ojizoo.jp/info/detail/?id=569>

（様式一覧）

様式	様式名	記載内容	頁	部数
様式1	表紙	—	1	原本1
様式2-1	事業者応募申込書	所在地等を記載。担当部課は必ず連絡が取れること。	1	
様式2-2	構成員企業一覧	所在地等を記載。	1	
様式3	誓約書	登記上の住所等を記載。	1	
添付書類		法人登記簿謄本、納税証明書、会社概要、パンフレット等（事業実績がわかる資料）	—	
様式4	表紙	—	1	原本10
様式5	事業実績	事業実績を記載。	1	
様式6	業務の実施体制	業務の実施体制を記載。	1	
様式7	技術者の経歴等	技術者の経歴などを記載。	1	
様式8	想定スケジュール	基本計画策定までの業務内容を記載。	1	
様式9	企画提案内容	仕様書に基づき、当該業務を実施する上での着眼点や調査検討方法など、また、基本方針及び基本構想の観点から王子動物園リニューアルの実現に向けた獣舎等施設配置や動物科学資料館の展示・活用法の考え方を含めて記載する。	5枚以内	
見積書	任意様式	基本計画策定支援業務内容の内訳を記載すること	—	

(2) 質問の受付

実施要領等に関する質問は、「王子動物園リニューアル基本計画策定支援業務公募型プロポーザル方式実施要領等に関する質問書（指定様式1）」に記入のうえ、電子メールに添付し送付。件名は「王子動物園リニューアル基本計画策定支援業務●●」（●●は企業名）とし、電話・FAX等での問い合わせには一切応じません。

・受付期間：2月10日（金）まで

・送信先：kobeojizoo@office.city.kobe.lg.jp

(3) 質問の回答

質問に対する回答は応募登録事業者を対象に電子メールで随時送付するとともに、実施要領等の追加、修正事項とみなす。なお、意見や要望には回答しないことがある。

(4) 応募申込等方法

① 応募登録

・受付期間：令和5年2月8日（水）

午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）

・受付場所：神戸市灘区王子町3丁目1 王子動物園事務所

王子動物園 Tel. 078-861-5624（ダイヤルイン・水曜休園）

※事前に電話予約のうえ必ず持参すること。郵送による申込み不可。

② 現地視察

- ・受 付：現地視察を希望する事業者は、応募登録時にその意思を表明するとともに、日時の調整をあわせて行う。
- ・日 時：日程調整のうえ決定

③ 企画提案書の提出

- ・受付期間：令和5年2月27日（月）から3月2日（木）
午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）
- ・受付場所：神戸市灘区王子町3丁目1 王子動物園事務所
王子動物園 Tel. 078-861-5624（ダイヤルイン・水曜休園）
※事前に電話予約のうえ必ず持参すること。郵送による申込み不可。

（提出書類）

項目	様式	部数	作成方法
①応募登録	1 から 3	1	ビニールカバー等不要 A 4 縦使い 一続きにホチキス 2 点留め
②企画提案	4 から 9	10	ビニールカバー等不要 A 3 横使い 一続きにホチキス 2 点留め

（注意事項）

- ・企画提案に係る書類は、提出書類（別添 様式）に必要事項を記載し、必要部数を提出。電子媒体（CD - R・DVD - R）でPDF版（ウイルスチェック済）も合わせて提出が必要。
- ・なお受付に際し、申込書記載事項等に関してヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

7 選定に関する事項

（1）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- | | |
|---------------------------|------|
| ① 業務実績等の評価点 | 15 点 |
| （企業の業務実績・実施体制・予定管理技術者の評価） | |
| ② 理解度（事業の理解度）の評価点 | 15 点 |
| ③ 企画力（提案内容、実現可能性）の評価点 | 45 点 |
| ④ 取組意欲 | 10 点 |
| ⑤ 業務見積額 | 5 点 |
| ⑥ 地元企業※に対する加点 | 10 点 |

※地元企業とは、本店を市内に有する者

(2) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、王子動物園リニューアル基本計画策定支援業務委託事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)が行い、その意見を受けて選定する。
- ② 選定委員会は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ③ 3月中旬に開催を予定しているプレゼンテーションでは、選定基準に基づき各委員が採点を行い、評価点の合計が最も高いものを受注予定者として決定する。なお、応募事業者が5を超える場合は、企画提案書等の提出締め切り後、選定委員会を開催し、書類選考によりプレゼンテーションの対象者を選考する。
- ④ 審査の結果、評価点の合計が60点に達しない場合は委託契約の候補者として選定しない。
- ⑤ 評価点が最も高い応募事業者が複数いる場合は、業務見積額が低い方とする。
- ⑥ ⑤において業務見積額も同じである場合には、企画力の高い事業者を選定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、王子動物園ホームページに掲載する。ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者については企業名を伏せて総得点を公表する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② プロポーザルは業務実施にあたっての発想や取り組み方針等についての提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではないため、透視図、模型などの作成に係る作業負担の大きい表現は必要としない。
- ③ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ④ すべての企画提案書は返却しない。
- ⑤ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない

(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。

- ⑥ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑦ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ⑧ 応募事業者が1者である場合でも本プロポーザルは実施し、審査の結果業務を適切に実施できると判断された場合には、当該応募事業者を契約相手方として選定する。
- ⑨ 優れた提案内容については、「王子動物園リニューアル基本計画策定支援業務 仕様書」をその内容に従って変更する場合がある。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒657-0838 神戸市灘区王子町3丁目1

神戸市建設局王子動物園

電話：078-861-5624 (ダイヤルイン・水曜休園)

電子メールアドレス：kobeojizoo@office.city.kobe.lg.jp

9 添付書類

指定様式1 王子動物園リニューアル基本計画策定支援業務公募型プロポーザル方式
実施要領等に関する質問書

(指定様式1)

王子動物園リニューアル基本計画策定支援業務
公募型プロポーザル方式実施要領等に関する質問書

令和5年 月 日

神戸市長 宛

王子動物園リニューアル基本計画策定支援業務 公募型プロポーザル方式実施要領等
等の内容について、下記のとおり質問書を提出します。

法人名	
担当者 の連絡先	(部署名) (担当者) (TEL) (E-Mail)

※押印の必要はありません。

(質問内容)

No	分類	頁	項目 番号	項目	質問要旨
1					
2					
3					
4					
5					

※分類は、実施要領、仕様書、様式のいずれかを指定

※記入欄が不足する場合には、様式に準じて追加作成

(注意事項)

電子メールで申し込む際には、2種類の電子データ（MS-Word・Adobe-PDF）を添付

(案)

王子動物園リニューアル基本計画策定支援業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1	委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	(総額) 〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円） (内訳) 〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円。 この契約締結後、乙の請求に基づき速やかに前金払） 〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円。 業務終了後、乙の請求に基づき前金払）
	精算を行う場合の方法	なし
2	契約保証金（第3条関係）	なし
3	委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	令和5年〇月〇日から令和5年3月31日（金）まで （※予算繰越決議の上、令和6年3月20日（月）まで延長する）
	債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	なし
4	甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償・無償の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	なし
	委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし
5	別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6	別紙委託契約約款に付加する条項	なし
7	担保期間（第13条）	成果品の納品から起算して12か月

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造 印

乙 印

委託契約約款

令和4年12月 1 日改正

第1条（総則） 甲は、仕様書、設計図書（別冊の設計書、図面等（甲の承諾を必要とする乙が作成した詳細図等を含む。）及び質疑回答書をいう。以下同じ。）に定める業務（この契約書において「委託業務」という。）の給付を委託し、乙はこれを受託して甲のために誠実に履行する。

- 2 乙は、頭書の表第3項に定める委託期間等において委託業務を履行しなければならない。
- 3 この契約は、頭書の表第3項に定める委託期間等の経過をもって、なお効力を有すると定められた規定を除いて終了するものであって、別途契約の締結をすることなくこの契約が更新されるものと解することはできない。

第2条（再委託等の禁止） 乙は、委託業務を、自己の責任において完全に履行しなければならない。

- 2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）（以下「再委託」という。）してはならない。
- 3 甲は、次に掲げる再委託の承諾をすることはできない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により委託した歳入の徴収又は収納の事務の再委託
 - (2) 委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託
- 4 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾なくして、この契約上の地位又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。ただし、本契約にもとづく権利については、あらかじめ、乙が、当該第三者に対して本項に定める譲渡制限特約の存在及び内容を書面により通知し、かつその書面の原本証明の写しを甲に交付した場合には、本項の違反を構成しない。
- 5 乙が、前払金の使用や部分払等によってもなお本契約の目的物に係る仕事に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の請負代金債権の譲渡について、前項本文の承諾をしなければならない。かかる場合において、乙は、請負代金債権の譲渡によって得た資金を、本契約の目的物に係る仕事以外に使用してはならない。
- 6 前項の場合において、乙は、甲の承諾後速やかに、請負代金債権の譲渡によって得た資金の使途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

第3条（契約保証金） 乙は、この契約上の義務の不履行によって生ずる甲の損害その他乙が負担すべき債務をてん補するためこの契約の締結と同時に、甲に対し、契約金額（委託料総額。以下同じ。）の 100分の3以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

- 2 第1項の契約保証金の額は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約については、その額を契約金額の 100分の10以上としなければならない。
- 3 前項までの規定により納付された契約保証金は、この約款に特別な定めがある場合を除き、委託業務の最終の履行確認後、契約金を支払う時に速やかに返還するものとする。

第4条（検査） 乙は、契約の履行が完了したときは、甲への給付の前に、甲の検査を受けなければならない。ただし、検査は、神戸市契約規則（昭和39年3月神戸市規則第120号）第5章第2節又は第3節その他の法令に定めるところにより行う。

- 2 前項の検査は、乙からの履行届の提出があった日から10日（委託業務が工事である場合は、14日）以内に行うものとする。
- 3 第1項の検査の結果、その給付の内容の全部又は一部がこの契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、乙に対し、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、甲が乙から是正又は改善を終了したとして再度履行届の提出を受けた日から10日（工事である委託業務については、14日）以内とする。

第5条（延滞違約金） 乙は、その責に帰すべき理由によって、頭書の履行期限内に契約を履行しないときは、延滞1日につき契約金額（甲が利益を受けると承認した可分な既履行部分を除く）の1,000分の1に相当する額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、検査その他甲の都合によって経過した日数は、遅延日数に算入しない。

第6条（委託料） 委託業務に係る委託料（以下単に「委託料」という。）は、頭書の表第1項に定めるとおりとする。

- 2 甲は、前金払又は概算払により支払うことと頭書において定めている委託料（以下「前金払等委託料」という。）について、乙からの甲の定める様式による請求書（以下単に「請求書」という。）の提出があったときは、速やかに支払うものとする。
- 3 甲は、前金払等委託料以外の委託料について、甲が給付の検査を終了した後乙から請求書の提出があったときは、提出日から30日（工事に係る委託料については、40日）以内の日までに支払うものとする。
- 4 甲が乙から請求書の提出を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときにあつては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、前項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が軽微でなく、乙の故意又は重大な過失によるものであつたときにあつては、適法な支払請求があつたものとししないものとする。

第6条の2（工事又は測量に係る前金払） 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する土木建築に関する工事又は測量に係る契約のうち、甲があらかじめ指定した契約については、同条第4項の保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、履行期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「前金払保証契約」という。）を締結したときに限り、その保証証書を甲に寄託して、契約金額の前払を請求することができる。ただし、その額は、甲の指定した額によるものとする。

- 2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 甲は、第1項の規定による請求があつたときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。
- 4 前3項の規定により前金払をした後において、設計変更その他の理由により契約を変更した結果、契約金額が2割以上増減したときは、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を、甲は、乙に追加払し又は乙をして還付させることが

できる。

第6条の3（前金払保証契約の変更） 乙は、契約金額が増減した場合又は契約内容の変更その他の理由により履行期限を延長した場合において、甲が必要と認める場合には、直ちに前金払保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第6条の4（前払金の使用等） 乙は、前払金を、次の各号に掲げる業務について、それぞれ当該各号に定める経費以外の支払に充当してはならない。

- (1) 設計・調査 当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
- (2) 測量 当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費
- (3) 工事その他 材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この契約において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費等この契約において甲が必要と認める経費

第6条の5（前金払保証契約の解除） 甲は、前金払保証契約が解除されたときは、乙をして前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

第7条（随時検査） 甲は、必要があると認める場合には、随時検査を行うことができる。

2 第4条第1項ただし書の規定は、前項の検査に準用する。

第8条（成果物） 委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る乙の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、甲に帰属、若しくは乙は甲に譲渡する。

2 乙は、甲が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、甲の行為に対し、著作者人格権を行使しない。

3 乙は、甲の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間等の終了の後又はこの契約が解除された後（以下「契約終了等の後」という。）においても、同様とする。

第9条（特許権等の使用） 乙は、成果物の作成に特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第10条（特許権等の発明等） 乙は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、速やかに甲に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

第11条（知的財産権等の保証） 乙は、甲に対し、成果物が第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利）等を侵害していないことを保証する。

- 2 乙の成果物が第三者の知的財産権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該第三者の知的財産権等を侵害しない方法により、新たな成果物を甲に無償で納入しなければならない。

第12条（危険負担） この契約の成果物について、当事者の双方の責めに帰することができない事由によって全部又は一部が滅失又は変質等したことにより乙の委託業務が履行できなくなったときは、甲は契約を何らの催告なしに解除することができる。契約を解除しない場合でも、契約金の支払いを拒絶することができる。

第13条（契約不適合責任） 乙は、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない成果物を甲に給付したとき（給付を要しない場合にあつては、業務終了時に成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合）は、甲の指定する期間内に取替え、補修その他の措置を講じなければならない。ただし、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において、甲がその不適合を知った時から頭書の担保期間内にその旨を通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

- 2 乙が、成果物の給付の時に前項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、頭書の担保期間に関わらず、乙は前項の責任を負う。

- 3 担保検査については、第4条第1項の規定を準用する。

第14条（業務責任者） 乙は、委託業務の履行に関し、委託業務の履行に係る責任者（以下「業務責任者」という。）を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。
- 3 乙は、業務責任者に、乙の従業員その他委託業務に従事する者（以下単に「従業員」という。）の指揮監督を行わせるとともに、委託業務の履行の管理及び甲との連絡等に当たらせなければならない。
- 4 乙は、業務責任者が前項の業務を適正に行わないときその他甲が必要があると認めるときで甲が業務責任者の交代その他の措置を求めたときは、当該措置を履行しなければならない。
- 5 甲が乙に対して委託業務に関する連絡等を行うときは、業務責任者に対して行うものとする。ただし、やむを得ず急を要する場合はこの限りでない。

第15条（作業場所及び作業者の届出） 乙は、別紙仕様書において委託業務の履行に係る作業場所が定められていない場合において甲の求めがあったときは、当該作業場所を甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときも、同様とする。

- 2 乙は、従業員のうち、委託業務を履行するための作業者を乙の責任で人選（従事させる作業員数の決定を含む。）をして配置し、甲の求めがあったときは、その者の氏名

を甲に届け出なければならない。作業者を変更するときも、同様とする。

- 3 前2項の規定は、甲又は甲の職員が乙の従業員に対する指揮命令権を有することを認めるためのものとも、甲が乙の従業員に対する事業主としての責任を負うためのものとも解してはならない。

第16条（使用者としての責任） 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、民法（明治29年法律第89号）その他の法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に基づく従業員に対する使用者としての責任を負わなければならない。

- 2 乙の従業員の労働時間及び休憩又は休暇の取得は、甲の施設管理上支障がある場合を除くほか、乙が自己の責任において定めるものとする。

第17条（協力） 甲は、乙の委託業務履行のために必要な文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下「文書等」と総称する。）を、乙の申出により、貸与し、又は閲覧させることができる。

- 2 乙は、前項により貸与され又は閲覧した文書等を委託業務履行以外の目的に使用してはならない。

第18条（機械器具等の使用） 乙は、委託業務の履行のために使用する機械器具、工具、消耗品等（以下「機械器具等」という。）を、乙の責任と費用により調達しなければならない。

- 2 甲が、乙に対し、委託業務の履行に当たり、前項の機械器具等を提供する場合、これを有償とする。ただし、当該機械器具等を使用することが委託業務の履行に必要不可欠であり、かつ、委託業務の要素であると認められる等の理由により、甲が当該機械器具等を指定してこれを乙に提供する場合には、この限りでない。
- 3 乙は、前項の提供に対する対価として、甲に対し、頭書の表第4項に定める額の金員を甲に支払わなければならない。
- 4 前項に規定する対価は、甲が、委託業務の最終の履行確認後、委託料の額から前項の額を控除した額を乙に支払うことにより決済するものとする。甲が乙に対して支払う委託料の額が前項に規定する対価の額を下回るときは、甲は、委託業務の履行確認後又はこの契約の終了後に、乙に対し、その差額を請求することができる。
- 5 甲は、乙に対し、資材置場、光熱用水、従業員用控室、ロッカー等の委託業務の履行のために必要であると甲が認める設備等（以下「設備等」という。）を、委託業務の履行中、有償又は無償で提供することができる。ただし、有償の場合における対価の決済方法は、前項を準用する。
- 6 第2項及び前項の規定により、甲から乙に提供するものの品名、数量、対価、引渡場所及び引渡時期等は、仕様書に定めるところによる。

第19条（施設の使用） 委託業務の内容が甲の施設内でなければ履行できないものであるときは、乙は、仕様書に定めるところにより、委託業務履行のために甲の施設を使用することができる。

- 2 前項の使用は、乙に対し、委託業務と関連せずに甲の施設を使用する権原を与えるものではない。
- 3 乙は、甲の許可なく、甲の施設内に乙の委託業務履行のために必要と認められない物品を搬入してはならない。
- 4 乙は、委託業務が終了したときは、甲の施設内に搬入した物品のうち成果物以外の物

を速やかに搬出しなければならない。

第20条（甲の機械器具等及び設備等に対する保管義務等） 乙は、第18条第2項の規定により提供された機械器具等、同条第5項の規定により提供された設備等及び前条第1項の規定により使用する施設を、善良な管理者の注意義務をもって取り扱い、管理しなければならない。

- 2 乙は、前項の機械器具等、設備等及び施設について、乙の責に帰すべき事由により毀損又は紛失等が生じたときは、乙はそれにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、甲は、甲に生じた損害額を委託料又は契約保証金から控除することができる。
- 3 乙は、前項の機械器具等、設備等及び施設について、委託期間等が終了し、又はこの契約が解除されたときは、直ちに原状に復して甲に対し返還しなければならない。ただし、通常の損耗については原状に復することを要しない。

第21条（監督） 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び地方自治法施行令第167条の15第1項の規定により、この契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他の方法によって乙の必要な監督をするものとする。

- 2 甲は、必要があると認める場合には、乙による契約の履行について監督員を指定することができる。
- 3 監督員は、契約の適正な履行を確保するため、仕様書、設計書及び図面その他関係書類に基づいて、乙又は代理人に対して必要な監督を行うものとする。
- 4 この契約書に規定する甲の乙に対する指示、調査、監査等の権限は、第1項の権限に基づくものであって、これらの権限に基づき甲又は甲の職員が乙の従業員に対して直接指揮命令することができるものと解してはならない。
- 5 甲の乙に対する第1項の権限の行使は、急を要する場合を除くほか、原則として第14条の業務責任者を通じて行うものとする。

第22条（調査等） 甲は、この契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は甲から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

第23条（監査） 甲は、委託業務が情報処理業務である場合であって、その履行に関し必要があると認めるときは、定期的又は随時に監査を行うことができる。

- 2 乙は、前項の監査に協力し、及び必要な情報を提供しなければならない。

第24条（事故発生時の報告義務等） 乙は、この契約の履行において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、委託業務の履行において事故が発生したときは、事故の事実関係その他の事項の公表を行うことができる。

第25条（契約終了等の後の措置） 乙は、委託業務を処理するに当たって甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した文書等その他の物品を善良な管理者の注意をもって管理し、契約終了等の後、甲の所有に属するものは直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。複製物についても同様とする。ただし、甲が別に書面により指示したときは、その方法によるものとする。

- 2 乙は、委託業務の履行に当たって甲の土地上又は建物若しくは工作物の内部に動産等を置き、又は第三者に置かせたときは、契約終了等の後直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が、正当な理由もないのに、一定の期間内に物件を引き取らず、その他原状に復さないときは、甲は、通知の上、乙に代ってこれを処分することができる。この場合において、乙は、異議なく甲の処分に従うとともに、これに要した費用を負担しなければならない。処分された物件について、第三者の所有権について紛争が生じた場合は、乙は、乙の責任と負担において当該紛争を解決する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、甲の所有に属さない物件について、甲は、引取りを必要と認めた乙の履行部分について相当代金を乙に交付し、これを甲に帰属させることができる。

第26条（甲の解除権） 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何ら催告なしに契約を解除することができる。

- (1) 頭書の契約期限内に委託業務を履行しないとき、又はその見込みがないとき。
 - (2) 乙又はその使用人が、本市係員の指示、監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。
 - (3) 乙が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたときその他の契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
 - (4) 第2条第2項、第4項及び第5項後段に違反したとき
 - (5) 乙に支払いの停止があったとき、乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は乙に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）の申立てがあったとき。
 - (6) 乙が公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (7) 乙が甲に対するこの契約に基づく債務以外の債務について滞納し、その返済の見込みがないとき。
 - (8) 乙が事業譲渡、事業廃止その他の理由により委託業務に係る事業を行わなくなると認めるとき。
 - (9) 乙が法人その他の団体である場合にあつては、乙が合併、分割又は解散をするとき。
 - (10) 乙が自然人である場合にあつては、乙が死亡し、若しくは行方不明となり、又は乙について後見開始、補佐開始若しくは補助開始の審判請求の申立てがあったとき。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、甲がこの契約の目的が達成することができないと認めるとき。
- 2 甲は、前項に定める場合を除くほか、やむを得ない必要があると認めるときは契約を解除することができる。この場合、契約保証金は解除後直ちに乙に返還する。
 - 3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第27条（乙の解除権） 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 甲の都合による契約内容の変更により、契約金額が当初の3分の2以上減少することとなるとき。
- (2) 甲の都合による契約内容の変更により、契約履行の中止日数が、当初の契約期間の3分の1以上となるとき。

第28条（解除に伴う措置） 甲は、契約を解除した場合において、可分な履行部分の給付によって甲が利益を受けると甲が承認したものについて、これに相当する金額を支払う。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3条に規定する契約保証金又はこ

れに代わる担保は甲に帰属するものとする。ただし、同条第1項ただし書の規定により同項の保証を付していないときは、当該保証に相当する額を違約金として前項の規定による支払額から控除又は乙に対し請求できる。

- (1) 第26条第1項各号、第31条第7項、第32条第2項又は第33条第1項の規定により契約を解除した場合
- (2) 乙が契約上の義務の履行を拒絶する意思を明確に表示し、乙の契約上の義務について履行不能となった場合。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第29条（個人情報等の保護） 乙は、個人情報（神戸市個人情報保護条例（平成9年10月神戸市条例第40号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他甲が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、委託業務を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

- 2 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 乙は、その使用する者が、在職中及び退職後において、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等その他の情報を、甲の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。
- 5 前3項の規定は、契約終了等の後においても、同様とする。
- 6 乙は、委託業務に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、甲から貸与された文書等を甲の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。
- 8 乙は、前各項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。契約終了等の後においても、同様とする。
- 9 甲は、乙が委託業務を処理するに当たって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、又はその検査をすることができる。
- 10 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。
- 11 乙は、委託業務を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、委託事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第30条（情報セキュリティポリシー等の遵守） 乙は、委託業務がネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）であるときは、この契約の履行に関し、神戸市情報セキュリティポリシーに

定める事項を遵守しなければならない。

- 2 乙は、委託業務が特定個人情報（条例第2条第2号に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱う業務又は情報処理業務であるときは、この契約の履行に関し、情報セキュリティ遵守特記事項に記載された事項を遵守しなければならない。

第31条（談合その他の不正行為に対する措置） 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、この契約による契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会の乙に対する同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、乙が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
 - (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
 - (6) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 乙は、甲が必要があると認めて請求をしたときは、乙がこの契約に関して前項第1号から第5号までのいずれかに該当する旨の報告書又はこれらの規定のいずれにも該当しない旨の誓約書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約に関して第1項の各号の一に該当し、かつ、次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、第1項に規定するこの契約による契約金額の10分の1に相当する額のほか、当該契約金額の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。
- (1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 乙が甲に前項の誓約書を提出しているとき。
- 4 乙が第1項及び第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 5 乙が共同企業体である場合は、前4項中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しく

は構成員」と読み替えるものとする。

- 6 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第3項及び第4項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第3項及び第4項の額を甲に支払わなければならない。
- 7 第1項又は第3項に規定する場合においては、甲は、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
- 8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第32条（暴力団等の排除に関する措置） 甲は、乙が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

- (1) 乙が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合には、当該法人等について暴力団員（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
- (2) 乙が個人又は個人事業者である場合には、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
- (3) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人）として使用し、又は代理人として選任していること。
- (4) 乙又はその役員その他経営に実質的に関与している者、若しくは相当の責任の地位にある者等（以下「役員等」という。）が、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用していること。
- (5) 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- (6) 乙又はその役員等が、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負を行い、その他当該事業者を利用していること。
- (7) 乙又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 甲は、本部長からの回答又は通報（以下「回答等」という。）に基づき、乙が前各号の一に該当する事実が明らかになったときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
- 3 前項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。
- 4 乙が本条第1項各号の一に該当する旨の回答等を本部長から受けた場合、神戸市契約事務等から暴力団等を排除するため、甲は、その回答等の内容について、外郭団体等を含む甲の関係部局と情報を共有することができる。
- 5 乙が第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第3項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。こ

の場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第3項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。

8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第33条（適正な賃金の支払に関する措置） 甲は、乙が雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。

2 乙は、甲の書面による事前の承諾を得て、この契約の一部を他人に履行させる場合においては、当該他人との間に前項から次項までの規定の趣旨に即した再委託契約を締結しなければならない。

3 甲は、乙が甲の書面による事前の承諾を得て、この契約の一部を履行させるために使用する再委託先がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、乙に対して、当該受注関係者と締結している契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。

4 第1項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。

5 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第4項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第4項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。

8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第34条（重要な契約義務違反に対する措置） 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

(1) 第2条第1項、第2項若しくは第4項の規定に違反したとき

(2) 第8条第3項の規定に違反したとき

(3) 第29条の規定に違反したとき

(4) 第30条の規定に違反したとき

2 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

3 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第2項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第2項の額を甲に支払わなければならない。

5 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第35条（損害賠償） 乙が契約上の義務の履行をしないとき又は義務の履行ができないときは、甲は、乙に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 第5条の規定による延滞違約金は、前項の損害賠償金としての遅延損害金の予定又はその一部と解する。

3 第1項の損害賠償金は、契約金額より控除し、又は第3条の契約保証金(又はこれに代わる担保)を充当することにより徴収できる。

4 第28条第2項により乙が違約金（契約保証金を納付していた場合には、当該契約保証金又はこれに代わる担保）の支払い義務を負った場合において、甲の損害が契約保証金相当額を上回るときは、甲は、乙に対し、その差額について損害の賠償を請求できる。

第36条（第三者の損害） 乙がこの契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者（甲の職員その他従業員を含む。）に損害を与えた場合において、甲が同損害について第三者に賠償を行ったときは、甲は、乙に対し、第三者に賠償した金額の全額を求償することができる。

第37条（違約罰、延滞利息等） 第31条第1項及び第3項、第32条第3項、第33条第4項、並びに第34条第1項に規定する違約罰は、第35条の規定による損害賠償額の予定又はその一部には含まれない。

2 第31条第4項、第32条第5項、第33条第5項、並びに第34条第2項に規定する延滞利息は、第5条の規定による延滞違約金の予定又はその一部には含まれない。

3 甲は、第5条、第31条第1項、第3項及び第4項、第32条第3項及び第5項、第33条第4項及び第5項、第34条第1項及び第2項に規定する延滞違約金、違約罰又は延滞利息を契約金額又は第3条の契約保証金による充当により徴収することができる。

第37条の2（相殺） 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と乙が甲に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、相殺の充当の順序は甲が指定することができる。

第38条（契約の変更等） 経済状況の著しい変化その他の予想することのできない異常な事態の発生により契約金額その他の契約内容が著しく不適当となったときは、甲と乙が実情に応じて協議し、別途変更契約を締結することにより、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

第39条（専属的合意管轄その他雑則） この契約又はこの契約に 関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

2 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

5 この契約の手続きにおいて使用する日時は、日本国の標準時を用いるものとする。

6 この契約における期間の定めについては、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

第40条（印紙税） 印紙貼付の要否，及び額は乙の責任において確認しなければならない。

第41条（業者調査への協力） 甲が，この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は，甲は，乙に対し，地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づく契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合，乙は，特別な理由がない限り，要請に応じるものとする。

第42条（疑義の解釈） この契約について，疑義の生じた事項又はこの契約書に定めのない事項については，神戸市契約規則その他関係の法令によるほか，甲乙協議の上定めるものとする。

2 前項の規定は，この契約に基づく権利義務以外の権利義務をこの契約に係る変更契約を締結せずに設定できるものと解釈してはならない。

王子動物園リニューアル基本計画策定支援業務
応募申込書

王子動物園リニューアル基本計画策定支援業務 事業者応募申込書

令和 年 月 日

神 戸 市 長 宛

申込者	〒
	所在地
	法人名
	代表者
	実印

当社は、「王子動物園リニューアル基本計画策定支援業務 事業者 募集要領」の記載内容を承知のうえ、必要な書類を添えて申し込みます。

担当部課 (窓口)	〒
	所在地
	部課名
	電話番号 () ー
	FAX
	E-mailアドレス

構成員企業一覧

当社は「王子動物園リニューアル基本計画策定支援業務公募型プロポーザル方式実施要領」の記載内容を承知のうえ、代表企業と共同で、必要な書類を添えて申し込みます。

申込者 (構成員企業)	〒 所在地 法人名 代表者 実印
申込者 (構成員企業)	〒 所在地 法人名 代表者 実印
申込者 (構成員企業)	〒 所在地 法人名 代表者 実印
申込者 (構成員企業)	〒 所在地 法人名 代表者 実印
申込者 (構成員企業)	〒 所在地 法人名 代表者 実印

誓約書

神戸市長 宛

応募登録の申込にあたって以下の事項を誓約します。

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当するもの）等でないこと。
2. 以下の事項に該当しないこと。
 - （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
 - （2）経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
 - （3）企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
 - （4）神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
 - （5）業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること。
 - （6）国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - （7）本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行いうる能力を有していること。
3. 上記1及び2が事実と相違する場合、「王子動物園リニューアル基本計画策定支援業務公募型プロポーザル方式実施要領」に参加申込できないと認定されても異議のないこと、又は参加申込受付後に事実の相違が発覚した場合、参加申込を無効とされても異議のないこと。

登記上の所在地	
本店の所在地	
電話	
名称（ふりがな）	
代表者氏名（ふりがな）	(実印)

※本様式は、代表企業及び構成員企業の全てが各1通作成して提出してください。

王子動物園リニューアル基本計画策定支援業務
企画提案書

※企画提案書は分冊不可

事業実績（過去 5 年間に日本動物園水族館協会に加盟する動物園の施設計画や再整備に関する業務実績を記載してください。）

(例) 記載項目

①事業名称

②事業主体

③契約金額

④契約期間

⑤事業概要

王子動物園リニューアル基本計画	
事業実績	P 2

※上記項目について、この用紙 1 枚で記入してください。

技術者の経歴等

様式 7

[illegible]

⑫ その他業務の実績 ※同種業務以外で、実績としてアピールしたいもの（3件まで）			
業務名	業務概要	従事した内容	発注者/契約金額/履行期間

⑬ 自由アピール欄 （ご自身の知識、技術又は経験等から本業務に活かせる点と考えるポイント等を自由に記載してください。）	

※上記項目について、この用紙1枚で記入してください。

王子動物園リニューアル基本計画 想定スケジュール

様式8

令和5年				令和5年度								令和6年			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
王子動物園リニューアル基本計画の取りまとめ						●基礎資料の作成									
(取り組み事例)															
(取り組み事例)															
(取り組み事例)															

※取り組み事例については、必要に応じて行を追加してください。

王子動物園リニューアル基本計画策定支援業務 仕様書

1 業務名

王子動物園リニューアル基本計画策定支援業務

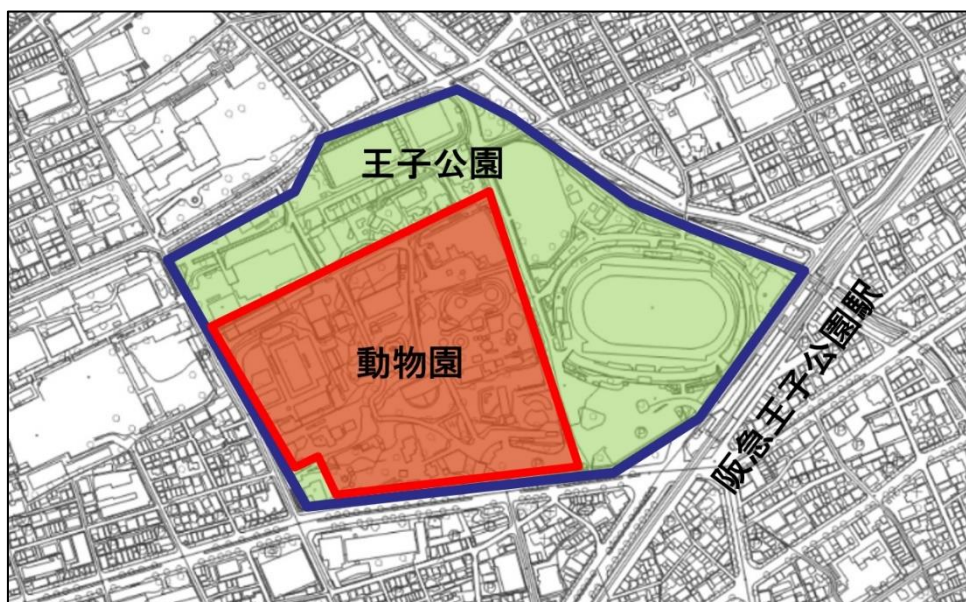
2 業務期間

契約日の翌日から令和5年3月31日（金）まで

なお、予算繰越決議の上、令和6年3月22日（金）まで延長する。

3 所在地

- (1) 所在地 神戸市灘区王子町3丁目1（王子公園内 動物園ゾーン）
- (2) 面積 約8ha（概測）
- (3) 位置図 （赤枠部分）



4 敷地条件

事項		内容
都市計画	用途地域	第2種住居地域
	防火指定	準防火地域
	建ぺい率	60 %（建築基準法）、10%（都市公園法）
	容積率	200 %
	地域・地区	第5種高度地区、宅地造成工事規制区域、王子公園
接道		42条1項1号道路 幅員：13m（西）、27m（南）
その他		既存建築物（北園除く） 棟数：57棟 建築面積：10,773 m ² 延べ面積：11,653 m ²

5 業務内容

令和4年12月、「王子公園再整備基本方針（以下、「基本方針」という。）」により、王子動物園を含めた王子公園全体の再整備の基本目標やゾーニング等を定め、それを踏まえて王子動物園のリニューアルの基本となる動物園の理念や長期的な方向性を総括的に示した「王子動物園リニューアル基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定した。

王子動物園リニューアル基本計画（以下、「基本計画」という。）策定支援業務は、王子動物園のリニューアルを進めるにあたり、基本方針や基本構想を踏まえながら、王子動物園のリニューアルに向けた具体的な整備内容を立案し、とりまとめることを目的とする。

（1）園内施設配置計画の検討

基本構想における王子動物園のコンセプト・理念や王子動物園が目指すべき方向性を踏まえ、基本計画策定に向けた全体方針や施設配置計画等を検討する。

なお、基本方針において、現在の動物園敷地の草食動物エリアについては、スポーツゾーンへ編入し、動物園の西側に隣接するプール用地を動物園ゾーンへ編入することとしたため、本業務においては草食動物エリアをプール用地へ移転することを想定し、その部分にかかる整備内容については早期に検討を行う。

① 動物関連施設配置計画

基本構想における「動物収集計画(コレクションプラン)の考え方」に基づいて動物収集計画を検討するとともに、公益社団法人日本動物園水族館協会が策定している「飼育ガイドライン」をはじめ動物福祉等の観点を踏まえ、展示を予定する動物種ごとに寝室や運動場、繁殖スペース等の適正な規模や配置、構造（概略）、展示方法を検討する。また動物管理施設（事務所や動物病院、検疫・療養施設、調理施設等）の適正な規模や配置、構造（概略）を検討する。

なお、獣舎の配置にあたっては、動物園周辺住民への動物による生活環境への影響についても考慮する。また、飼育作業に必要なスペースについては、作業が安全かつ円滑に実施できることも考慮した施設計画とする。

② 動線計画

観覧動線と管理動線の扱いや幅員構成等の基本的な方針を整理の上、動線計画を検討する。観覧動線は展示ストーリーや効果的な順路、バリアフリー等を勘案し設定する。

管理動線は動物管理施設（事務所や動物病院、検疫・療養施設、調理施設等）と獣舎施設の配置や観覧動線の安全性等を勘案し設定する。

王子公園利用者の歩行者動線を念頭に、隣接する緑の広場やシンボルプロムナード（遊歩道）との連携を最大限発揮できるよう、入園ゲートの配置を検討する。

③ その他必要となる施設

上記で定める動物関連施設配置計画・動線計画と合わせ、動物園全体の利便性やサービスレベルを高めるよう、広場・休憩施設、レクリエーション施設（遊具）、飲食物販

等の便益施設等の内容及び配置を検討する。また、動物科学資料館については、動物展示、教育、研究等複合的な役割を有しており、現在の建物の継続使用を前提に、より有効な活用方策について検討する。

④ 工程計画

工事期間中も営業を継続しながら、安全で効率的な動物の移動等を考慮した施工手順を検討し、来園者の安全確保、予算額の平準化等を勘案しつつ全体の工程計画を検討するとともに、年度ごとの概算工事費を算出する。なお、完成期限の設定は行わないが、連続的で可能な限り短期間での工程計画とする。

⑤ 設計と条件の検討

既往資料に基づき既存設備の系統及び容量の確認整理を行い、各施設の規模設定や王子動物園での実績または他事例等をもとに計画設備容量の算定等を行う。これに加え、環境負荷を可能な限り低減するための方策についても併せて検討を行う。

⑥ 景観・修景計画

六甲山への眺望や園内の既存樹木等を踏まえ、必要な植栽等を含む景観・修景計画を検討する。特に、桜を中心とした現在の緑豊かな景観を継承する内容とする。

(2) より良い運営方法の検討

動物園内の展示解説や動物科学資料館のさらなる活用を図ることにより、教育普及効果を高めるための取り組みを検討する。また、市民・地域・関連団体・企業との連携を図り、サービス・集客の向上を図るための具体的な取り組みを検討する。

(3) 王子公園再整備との連携・調整

王子公園内で計画されている再整備事業との緊密な連携・調整を図り、公園内でのデザインの統一性や提供する機能の役割分担について検討を行う。

(4) 作成スケジュールの管理

① 全体スケジュールの管理

(1)～(3)について、市民や関係者からの意見聴取も行いながら策定を行うため、具体的な作業スケジュールの検討を行う。特に、本市が指定する基本計画作成のための基礎資料については、令和5年度第1四半期を目途に作成すること。

② 有識者からの意見聴取

本市が選任した有識者からの意見聴取を数回(時期、方法等は未定)予定しており、得られた意見を適切に基本計画に反映する。

③ 市民等からの意見聴取

基本計画の策定に際して、市民等からの意見聴取をワークショップ形式で数回実施する。参加者の募集は発注者が行う。ワークショップの内容や方法等は、受注者からの提案に基づき協議、検討を行う。

(5) 業務成果のとりまとめ

(1)～(4)を踏まえ、業務成果をとりまとめるとともに、市が作成する基本計画に参考資料として使用するため、リニューアル後の王子動物園に関する全体計画平面図、イメージスケッチを作成する。

(6) 打合せ協議

業務の着手、中間、完了の段階で、受注者の推薦等を参考に神戸市が選任したアドバイザー(基本計画策定指導者)同席のもと、発注者との打ち合わせ協議(対面、WEB形式を含む)を適宜実施する。アドバイザーへの謝金や交通費は受注者による支払いとする(主任技術者相当、適時実施)。また、他動物園を視察する場合等は、実費相当の宿泊費、交通費が発生する場合もある。

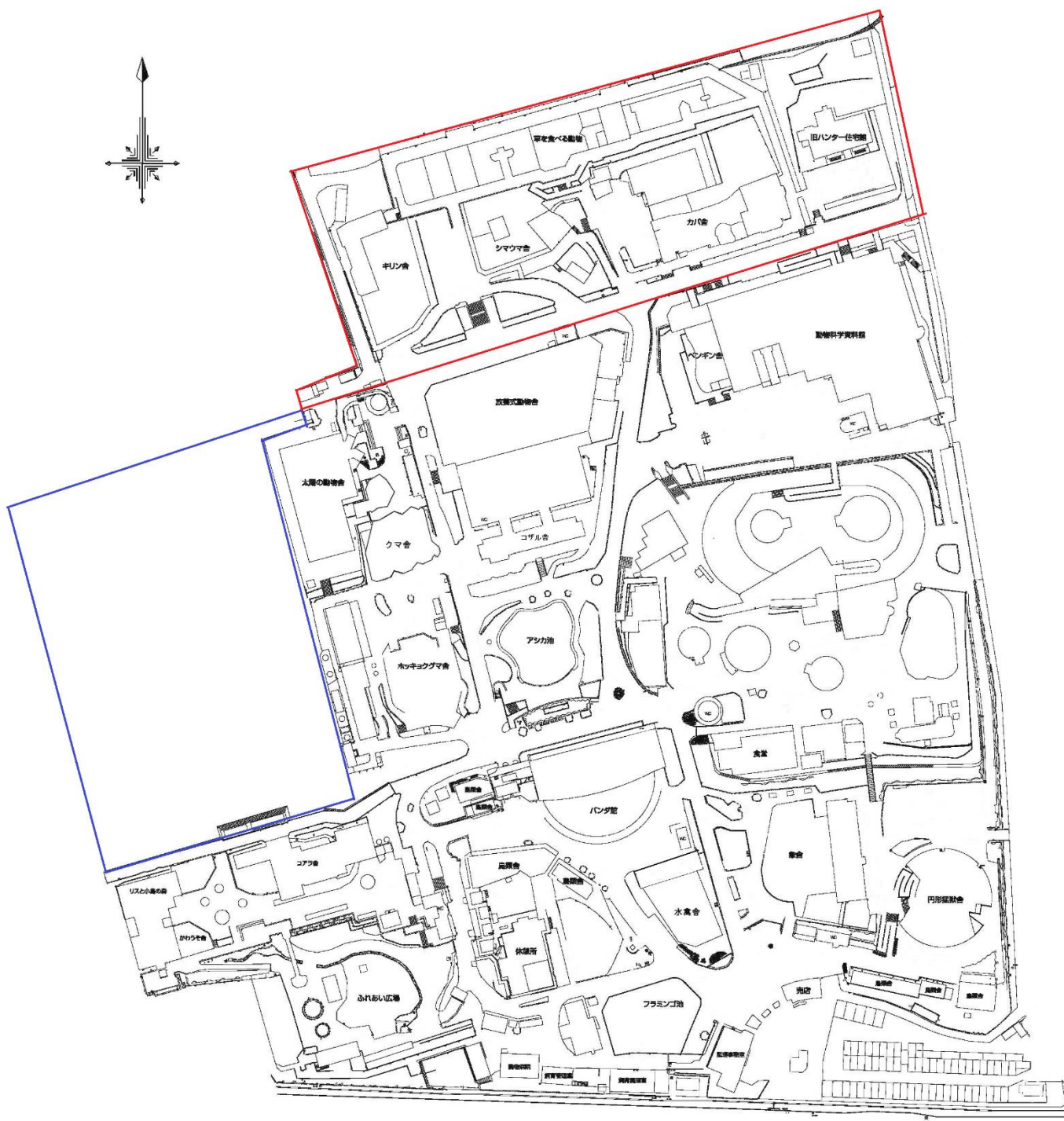
6 成果品

- ・業務報告書(A4判) 1部
- ・全体計画平面図(1/1000) 1部
- ・業務成果概要書(A3判) 1部
- ・公表用イメージスケッチの作成(立体・複数方向) 点数は協議により決定
- ・主要箇所断面図(1/1000) 点数・対象箇所については協議により決定
- ・電子データ 1式
- ・その他委託者が必要と認めるもの

(参考資料)

- ・王子動物園 現況配置図 別添1

別添 1 王子動物園現況配置図



赤枳：動物園では無くなるエリア

青杵：新たに動物園となるエリア

※変更があるエリアの境界線については正式に決定していないため、概ねの位置を示すものとなる